

「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（改定案）」に対する
意見公募の実施結果について

令和8年8月26日

経済産業省

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課

「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（改定案）」に関して、以下のとおり意見公募手続を実施しました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

1. 実施期間等

（1）意見募集期間

令和8年7月7日（火）～8月5日（水）

（2）実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、電子メール

2. 提出意見数

6件

※ なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見（2件）については、電力・ガス監視等委員会事務局の考え方は示しませんが、御意見は承っております。

3. 結果の公示日、提出意見及び提出意見に対する考え方

（1）結果の公示日

令和8年8月26日（水）

（2）提出意見及び提出意見に対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に対するお問い合わせ先

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課

TEL：03-3501-1585

いただいた御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	つまり入札不調の場合 政府による任意指名をする、という事ではないか。 これでは、現実的でない入札条件を政府が掲げれば、わざと任意指名を行える事になってしまう。 入札の不調は 政府の提示条件が悪いせいだ。 それを改めず、独占禁止法違反や贈収賄につながる任意指名を優先するなど、やってはいけない事である。 プロポーザルで企業側が条件を付けるのを許すのではなく、入札不調が有った場合には 多数社から聴き取りを行い、入札条件の調整で 解決すべきだ。 以上の理由から、当改正案に反対する。	特定地域立地電源の公募調達については、各一般送配電事業者が公表する募集要綱に基づき実施しております。 また、当該募集要綱は、多様な発電事業者等からの提案や意見を受け、調整力として活用が可能なものについては、積極的に採用していくことも重要であるという観点から、各一般送配電事業者が意見募集を実施した上で確定しているものと認識しております。 その上で、今回の改定案は、当該公募要綱に基づき公募調達を実施しても必要量を確保できなかった場合に、例えば、発電事業者等からのプロポーザル等に基づき、複数年契約を前提とした相対取引による調達を行うことができるとするものです。 今般の改正趣旨を踏まえ、一般送配電事業者が相対取引による調達を行う際は、電源等確保の必要性や有効性、契約内容の妥当性等を十分に確認した上で契約を行うことを求めるとともに、電力・ガス取引監視等委員会においても契約内容等について厳正な事後監視を行ってまいります。また、事後監視結果については、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置する制度設計・監視専門会合等で報告することにより、透明性を確保してまいります。
2	企業からの条件提示を受けて、政府がその企業を指名。 「談合による不正指名」と、何が違うのか？ 国策事業なら公平公正に入札で片付けるべきだろう。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3-1	1. 外部チェックの「義務化」(文言の厳格化) 改定案の最大のリスクは、相対取引への移行や広域機関への検証協力が事業者の裁量(「望ましい」「必要に応じて」)に委ねられている点です。これを義務的な表現に改めることは、最も容易かつ効果的な改善です。 修正案(脚注 21): 「必要に応じて電力広域的運営推進機関に検証協力を求めること」を、「原則として電力広域的運営推進機関に検証協力を求め、その結果を公表すること」に変更します。 修正案(本文・望ましい対応): 「契約内容の妥当性等について十分に検討する」の後に、「検討した結果および相対取引の契約条件(価格・期間等)を、電力・ガス取引監視等委員会に報告するものとする」という一文を追加します。	ブラックスタート機能公募のうち一部系統ブラックスタート機能公募については、1回線送電線により供給する地域等を対象として、流通設備の事故による停電の長期化を回避すること等を目的に公募を実施しておりますが、その対応策としては、電源等の確保に加え、発電機車による対応や送電線の2回線化による対応等の複数の選択肢が考えられます。 他方、基幹系統におけるブラックスタート機能公募においては、代替案が限られており、電源等確保の必要性や手段の有効性について検証不要な場合も想定されます。 このため、上述のような明らかに代替案が限られているものを除くという趣旨で、「必要に応じて」という文言とさせていただきます。 また、本ガイドラインでは、公募調達を実施しても必要量を確保できず、相対取引による調達を行う場合、必要となった経緯、理由を公表するとともに、契約した電源等の容量(kW)、容量(kW) 価格等を委員会に報告することが望ましい旨が明記されています。 今般の改正趣旨を踏まえ、一般送配電事業者が相対取引による調達を行う際は、電源等確保の必要性や有効性、契約内容の妥当性等を十分に確認した上で契約を行うことを求めるとともに、電力・ガス取引監視等委員会においても契約内容等について厳正な事後監視を行ってまいります。また、事後監視結果については、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置する制度設計・監視専門会合等で報告することにより、透明性を確保してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3-2	2. 移行プロセスの透明化((10)項のルール横展開) 改定案の「(10) 必要量まで確保できなかった場合」では、個別の相対取引を行う際に「必要となった経緯、理由を公表し、容量や価格等を委員会に報告する」という一定の規律が設けられています。しかし、今回新設された「(9) 特殊な電源の相対取引」の項目には、この公表・報告義務が明記されていません。 改善点: (10)項にある「経緯・理由の公表」および「委員会への報告」のプロセスを、そのまま(9)項の『望ましい対応』にもコピー&ペーストの形で追加します。これにより、特殊な電源であることを隠れ蓑にした不透明な相対取引を抑止できます。	本ガイドラインでは、公募調達を実施しても必要量を確保できず、相対取引による調達を行う場合、必要となった経緯、理由を公表するとともに、契約した電源等の容量 (kW)、容量 (kW) 価格等を委員会に報告することが望ましい旨が明記されています (※)。 今般の改正趣旨を踏まえ、一般送配電事業者が相対取引による調達を行う際は、電源等確保の必要性や有効性、契約内容の妥当性等を十分に確認した上で契約を行うことを求めるとともに、電力・ガス取引監視等委員会においても契約内容等について厳正な事後監視を行ってまいります。加えて、事後監視結果については、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置する制度設計・監視専門会合等で報告することにより、透明性を確保してまいります。 (※) 今般、新たに追記することとする注釈 20 で「「4. (10) 必要量まで確保できなかった場合」において詳細を記載している。」と記載しており、4. (10) を参照することとしております。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3-3	3. 複数年契約への「流動性(抜け道)」の担保 ブラックスタート等の設備維持に複数年契約が必要なことは理解できますが、固定化されると新規参入を完全にブロックしてしまいます。契約条件に「見直し条項」を1行加えるようガイドラインで規定するだけで、この弊害は緩和できます。 改善点:「複数年契約を前提とした相対取引による調達を行うことができる」とする規定の末尾に、以下の制限(要件)を付け加えます。 「ただし、契約期間中であっても、公募要領の要件を満たす新たな事業者が参入の意思を示した場合は、次年度から再度公募調達に付す旨の見直し条項(クローバック条項等)を契約内に設定することが望ましい。」	新規の発電事業者等の参入機会確保の観点から、今般の改定は、「公募調達を実施し、それでも必要量を確保できなかった場合」に、「相対取引による調達を認める」こととしています。 また、当該相対取引に係る契約の満了後は、再度公募調達が行われると考えています。 一方で、ブラックスタート機能等の提供に必要な設備の運用・維持等には、複数年年度にわたり、一定の投資が必要となる場合も考えられます。このため、複数年契約を前提とした相対取引による調達を行う際の契約期間や見直し条件等については、個別の投資回収期間等も踏まえ、一般送配電事業者と発電事業者等の間で適切に協議されるべきものと考えています。 今般の改正趣旨を踏まえ、一般送配電事業者が相対取引による調達を行う際は、電源等確保の必要性や有効性、契約内容の妥当性等を十分に確認した上で契約を行うことを求めるとともに、電力・ガス取引監視等委員会においても契約内容等について厳正な事後監視を行ってまいります。また、事後監視結果については、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置する制度設計・監視専門会合等で報告することにより、透明性を確保してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
4-1	1. 相対取引への移行プロセスの「透明化」(文面の追加) 現状の課題:「公募で必要量を確保できなかった場合」に相対取引への移行を認めていますが、公募が適切に行われた(意図的な公募不調ではない)かどうかの確認プロセスが曖昧です。 容易な改善策: 4.(9)の相対取引移行の要件として、「不調となった公募における調達条件(スペックや募集期間等)が、過去の条件や他エリアの基準と比較して妥当であったかどうかの説明資料」の作成・公表、および委員会への報告を義務付ける一文を追加します。これにより、安易な相対取引への逃げ道を塞ぐことができます。	本ガイドラインでは、公募調達を実施しても必要量を確保できず、相対取引による調達を行う場合、必要となった経緯、理由を公表するとともに、契約した電源等の容量 (kW)、容量 (kW) 価格等を委員会に報告することが望ましい旨が明記されています。 今般の改正趣旨を踏まえ、一般送配電事業者が相対取引による調達を行う際は、電源等確保の必要性や有効性、契約内容の妥当性等を十分に確認した上で契約を行うことを求めるとともに、電力・ガス取引監視等委員会においても契約内容等について厳正な事後監視を行ってまいります。また、事後監視結果については、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置する制度設計・監視専門会合等で報告することにより、透明性を確保してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
4-2	2. 第三者検証の「原則義務化」(脚注 21 の修正) 現状の課題: 相対取引の妥当性について、電力広域的運営推進機関(OCCTO)への検証協力要請が「必要に応じて」という任意規定になっています。 容易な改善策: 脚注 21 の文言を以下のように改定します。 「原則として、複数年契約の相対取引を行う際は、電力広域的運営推進機関による事前の検証を受けるものとする。」 効果: 一般送配電事業者の個別判断によるブラックボックス化を防ぎ、既存の枠組み(OCCTO)を活用するだけなので追加コストもほぼかかりません。	ブラックスタート機能公募のうち一部系統ブラックスタート機能公募については、1 回線送電線により供給する地域等を対象として、流通設備の事故による停電の長期化を回避すること等を目的に公募を実施しておりますが、その対応策としては、電源等の確保に加え、発電機車による対応や送電線の 2 回線化による対応等の複数の選択肢が考えられます。 他方、基幹系統におけるブラックスタート機能公募においては、代替案が限られており、電源等確保の必要性や手段の有効性について検証不要な場合も想定されます。 このため、上述のような明らかに代替案が限られているものを除くという趣旨で、「必要に応じて」という文言とさせていただきます。 今般の改正趣旨を踏まえ、一般送配電事業者が相対取引による調達を行う際は、電源等確保の必要性や有効性、契約内容の妥当性等を十分に確認した上で契約を行うことを求めるとともに、電力・ガス取引監視等委員会においても契約内容等について厳正な事後監視を行ってまいります。また、事後監視結果については、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置する制度設計・監視専門会合等で報告することにより、透明性を確保してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
4-3	3. 価格情報の「段階的・統計的な開示」(脚注 18 の修正) 現状の課題: 特定地域の特殊電源について、競争上の不利益を理由に価格情報を「公表行わないことは問題ない」として完全に非公表にしています。これでは将来の投資予見性が完全に奪われます。 容易な改善策: 契約締結時の即時公表は避けるにしても、「契約締結から 1 年後、または当該年度の運用終了後に、匿名化・統計化された形(例:落札価格帯の最高・最低・平均)で事後公表する」という猶予付きの開示ルールを明記します。 効果: 事業者の競争上の不利益(現有資産の価格流出など)を守りつつ、新規参入者が「この価格帯なら投資回収ができる」と判断できる中長期的な指標を残せます。	入札価格の適切性等については、電力・ガス取引監視等委員会による事後監視を実施しております。例えば、ブラックスタート機能公募においては、不当に高い価格とならないよう、一定の規律を設けるとともに、事後監視において当該規律に沿って算定されているかを個別に確認しております。 また、事後監視結果について制度設計・監視専門会合で報告する際には、競争上の不利益が生じないよう配慮の上、エリアごとの平均調達単価等を公表しております。 他方、本ガイドラインでは、特定地域立地電源の公募入札については、対象が限定されており、落札価格等を公表した場合には個別電源が特定される可能性が高いことから、契約をした発電事業者等が競争上不利益を被らないように非公表とすることとしております。 また、御提案のような匿名化・統計化した情報についても、対象案件数が限られる場合には個別電源の価格水準が推定される可能性があり、競争上の不利益が生じるおそれがあることから、慎重に取り扱う必要があると考えております。 電力・ガス取引監視等委員会としては、競争上の不利益が生じないよう配慮しつつ、引き続き、適切な事後監視及び情報公表に努めてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
4-4	4. 相対取引の契約期間への「上限設定と再公募義務」(本文の追加) 現状の課題:「複数年契約を前提とした相対取引」とありますが、これが何年間続くのかの上限がなく、一度契約すると既得権益化する恐れがあります。 容易な改善策: 4.(9)の「複数年契約」という表現に、「(ただし最長〇年を上限とし、期間満了時には再度公募調達を実施しなければならない)」という上限規定を明記します。 効果: 電源開発や設備更新の投資回収(予見性)を認めつつも、永久的な市場ロックアウトを防ぎ、定期的に市場競争の波にさらす仕組みを容易に担保できます。	契約期間については、投資の性質等に応じて適切な期間が異なることから、一律の上限年数を設定することは困難と考えております。また、一律の上限年数を設定した場合、投資回収の予見性が低下し、結果として必要な調整力の確保に支障を来す可能性があることも考えられます。 他方、今般の改定は、「公募調達を実施し、それでも必要量を確保できなかった場合」に、「相対取引による調達を認める」こととするものであるため、当該相対取引に係る契約の満了後は、再度公募調達が行われると考えています。 今般の改正趣旨を踏まえ、複数年契約を前提とした相対取引による調達を行う一般送配電事業者に対しては、契約期間も含めて契約内容の妥当性等を十分に確認した上で契約を行うことを求めるとともに、電力・ガス取引監視等委員会においても契約内容等について厳正な事後監視を行ってまいります。また、事後監視結果については、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置する制度設計・監視専門会合等で報告することにより、透明性を確保してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
5	改訂案では以下のような記載があります。 (P.21 より抜粋) ・まず公募調達を実施し、それでも必要量を確保できなかった場合には、例えば、発電事業者等からのプロポーザル等に基づき、複数年契約を前提とした相対取引による調達を行うことができる。 ・相対取引による調達を行う際には、電源等確保の必要性や手段の有効性、契約内容の妥当性等について十分に検討する。 (P.22 より抜粋) ハ) 特定の発電事業者等と個別に協議し契約を締結 このため、一般送配電事業者は、ハ) の方法が必要であると判断した場合、必要となった経緯、理由を公表するとともに、契約した電源等の容量 (kW)、容量 (kW) 価格等を委員会に報告することが望ましいと考えられる。これを踏まえ、望ましい対応は以下のとおり。 契約内容については、複数年契約等自由度が高まっている。妥当性を検討するだけでなく、公表し透明性を担保すべきではないか。 また、P.22 に委員会に報告することが望ましいと記載されているが、「望ましい」ではなく、義務にすべきではないか。	本ガイドラインでは、公募調達を実施しても必要量を確保できず、相対取引による調達を行う場合、必要となった経緯、理由を公表するとともに、契約した電源等の容量 (kW)、容量 (kW) 価格等を委員会に報告することが望ましい旨が明記されています。 今般の改正趣旨を踏まえ、一般送配電事業者が相対取引による調達を行う際は、電源等確保の必要性や有効性、契約内容の妥当性等を十分に確認した上で契約を行うことを求めるとともに、電力・ガス取引監視等委員会においても契約内容等について厳正な事後監視を行ってまいります。また、事後監視結果については、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置する制度設計・監視専門会合等で報告することにより、透明性を確保してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	本改定案について、安定供給を維持するための特定機能電源の投資回収予見性を確保する必要性は理解します。 他方で、一般送配電事業者(以下「TSO」)がアンシラリーサービスのために占有的又は優先的に確保する電源(以下「占有電源」)について、容量市場等からの収入との調整方法を明確にしないまま、複数年の相対取引等による固定費回収を認める場合には、競争条件、制度目的、費用負担及び調整力調達コストの透明性に問題が生じ得ると考えます。 (1) 競争条件 複数年契約を前提とした相対取引等を認める場合には、その対象となる電源、必要量を確保できなかったと判断する基準、公募から相対取引へ移行する条件、プロポーザルの審査方法、契約内容の妥当性及び情報公開の在り方を明確にする必要があると考えます。 需給調整市場では上限価格の引下げや募集量の削減が進む一方で、特定の電源についてのみ複数年契約による固定費回収の予見性が確保される場合、市場参加リソースとの競争条件の差が拡大し、公平性が損なわれることが懸念されます。 (2) 制度目的 複数の異なる政策目的を達成するためには、それぞれに対応	一般送配電事業者が公表するブラックスタート機能公募募集要綱では、ブラックスタート機能公募と容量市場での kW 価値の二重取りを防止するため、容量市場から当該電源に支払われる対価に相当する金額をブラックスタート機能公募の支払額から控除することとしております。 今回の改定案に基づき、一般送配電事業者が複数年契約を前提とした相対取引による調達を行う場合は、上記の点も含め、電力・ガス取引監視等委員会においても契約内容等について厳正な事後監視を行い、問題があれば必要な措置を検討してまいります。 また、本ガイドラインでは、公募調達を実施しても必要量を確保できず、一般送配電事業者が相対取引による調達の必要があると判断した場合、必要となった経緯、理由を公表するとともに、契約した電源等の容量 (kW)、容量 (kW) 価格等を委員会に報告することが望ましい旨が明記されています。 今般の改正趣旨を踏まえ、一般送配電事業者が相対取引による調達を行う際は、電源等確保の必要性や有効性、契約内容の妥当性等を十分に確認した上で契約を行うことを求めるとともに、電力・ガス取引監視等委員会においても契約内容等について厳正な事後監視を行ってまいります。また、事後監視結果については、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置する制度設計・監視専門会合等で報告することにより、透明性を確保してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	する政策手段が必要であるという「ティンバーゲンの定理」の考え方に照らせば、容量市場等が担う小売供給力の確保と、TSO が担うアンシラリーサービスの確保は区別して整理する必要がありますと考えます。 同一の電源が両制度から収入を得ること自体を一律に否定するものではありませんが、同一の固定費が両制度で重複して支えられることがないように、それぞれの対価の対象を明確にすべきだと考えます。 (3) 費用負担 TSO 占有電源の固定費は、原則として TSO の系統運用・アンシラリーサービスに必要な費用として、託送料金との関係で整理すべきだと考えます。 容量市場で落札された電源には、特にひっ迫時の市場やインバランスのスパイク防止のため、小売供給力として kWh を供給する役割が求められる一方、TSO の占有電源には、電圧維持や系統事故対応など、系統安定化のために TSO が優先的に利用する役割が求められます。両者の役割が競合する場合も考えられるため、容量市場等からの収入を前提に TSO との契約単価を低く設定すると、TSO が利用する電源の固定費の一部を、小売電気事業者が容量拠出金を通じて負担することになり得ます。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	誰が利用する電源なのかに応じて、費用負担の帰属を明確にする必要があると考えます。 (4) ロードマップ 上記(3)に関連して、TSO 占有電源が容量市場等から退出することや、容量確保契約金額の控除、又は TSO 契約単価の算定時に容量市場等からの収入を控除する方法など、制度間の収入調整方法をあらかじめ明確にすべきだと考えます。 ただし、第 1 規制期間中の見直しは TSO の収支計画等への影響が大きいことから、以下のような段階的な対応が現実的と考えます。 ＞ 第 1 規制期間中は、複数年契約の対象、契約単価の算定方法、容量市場等からの収入をどのように考慮したかについて、営業上の秘密に配慮しつつ、その算定ロジックや考え方を公表すること ＞ 第 2 規制期間以降は、TSO 占有電源の固定費負担と、容量市場等からの退出・契約金額控除・契約単価調整の関係を制度として整理し、TSO によるレベニューキャップ第 2 規制期間に向けた申請内容に反映できるよう、その方針を早期に決定・公表すること ※議論プロセスについて	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	最後に、関連する制度の意思決定過程について意見を申し上げます。7月14日の第4回電力安定供給WGでは、上限価格の引下げについて複数の委員から反対又は慎重な意見が示された一方で、最終的に事務局案を採用することとされました。 有識者会議で示された意見をどのように集約し、事務局案の採否を判断したのかについて、判断方法と理由を明確に説明することが必要と考えます。今後の制度改定においても、反対意見や慎重意見を含め、議論が政策決定にどのように反映されたのかを公表していただきたいと思います。	